

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
<p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用語	定義	用語	定義
（略）		（略）	
濃縮オレンジ	オレンジの濃縮果汁又はこれにみかん類の濃縮果汁を加えたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものに限る。）をいう。	濃縮オレンジ	オレンジの濃縮果汁又はこれにみかん類の濃縮果汁を加えたもの（みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものに限る。）をいう。
（略）		（略）	
果実ジュース	1種類の果実の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。ただし、オレンジジュースにあつてはみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁又は還元果汁を加えたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものに限る。）を含む。	果実ジュース	1種類の果実の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。ただし、オレンジジュースにあつてはみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁又は還元果汁を加えたもの（みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものに限る。）を含む。
オレンジジュース	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれらにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものに限る。）をいう。	オレンジジュース	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれらにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満であつて、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものに限る。）をいう。
（略）		（略）	
果実ミックスジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであつて、みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%未満、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものを除く。）をいう。	果実ミックスジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであつて、みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満、かつ、製品の糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）に寄与する割合が10%未満のものを除く。）をいう。
（略）		（略）	
果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破砕して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁」という。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであつて、果実の搾汁又は還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。	果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破砕して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁」という。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであつて、果実の搾汁又は還元果汁の原材料に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。

果汁入り飲料	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 還元果汁を希釈したもの若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について別表4の基準。2種類以上の果実を使用したものにあっては、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）又は酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものを合計して算出した基準）の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの</p> <p>2 果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの</p> <p>3 （略）</p>
--------	---

果汁入り飲料	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 還元果汁を希釈したもの若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について別表4の基準。2種類以上の果実を使用したものにあっては、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。）又は酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものを合計して算出した基準）の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの</p> <p>2 果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの</p> <p>3 （略）</p>
--------	--

（濃縮オレンジの規格）

第3条 濃縮オレンジの規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	(略)	
	原 材 料	(略)
	添 加 物	(略)
表 示	表 示 事 項	<p>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定（名称、保存の方法、賞味期限、原材料名、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに原産国名については、食品表示基準第10条第1項前段（義務表示の対象から除かれる販売形態に係る部分に限る。）及び第4項並びに第11条第1項を除く。）に従うほか、次の事項を表示してあること。</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>

（濃縮オレンジの規格）

第3条 濃縮オレンジの規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	(略)	
	原 材 料	<p>食品添加物 (略)</p> <p>以外の原材料</p>
	添 加 物	食品添加物 (略)
表 示	表 示 事 項	<p>1 次の事項を表示してあること。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 賞味期限</p> <p>(6) 保存方法</p> <p>(7) 製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）の氏名又は名称及び住所</p>

	<p>[削る.]</p> <p>[削る.]</p> <p>[削る.]</p>		<p>2 <u>輸入品にあつては、1に掲げるもののほか、原産国名とする。</u></p> <p>3 <u>1の(5)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの（紙栓をつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものにあつては、省略することができる。</u></p> <p>4 <u>1の(6)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの（紙栓をつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものにあつては、3の規定により1の(5)に掲げる事項を省略する場合には、省略することができる。</u></p>
<p>表示の方法</p>	<p><u>食品表示基準の規定に従うほか、名称、原材料名、濃縮度及び内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原材料名 <u>使用した原材料を、オレンジにあつては「オレンジ」と、みかん類にあつては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等又はこれらに代えて「みかん類」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に記載すること。</u> [削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(3)・(4) (略) [削る。]</p>	<p>表示の方法</p>	<p>1 <u>表示事項の項の1の(1)から(7)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原材料名 <u>使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p>ア <u>オレンジにあつては「オレンジ」と、みかん類にあつては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等又はこれらに代えて「みかん類」と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</u></p> <p>イ <u>食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第1項及び第3項の表の添加物の項の下欄の規定に従い記載すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 賞味期限 <u>賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）を、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p>ア <u>製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。</u></p> <p>(イ) <u>平成18年4月1日</u></p> <p>(ロ) <u>18. 4. 1</u></p> <p>(ハ) <u>2006. 4. 1</u></p> <p>(ニ) <u>06. 4. 1</u></p> <p>(ホ) <u>180401</u></p> <p>(ヘ) <u>060401</u></p> <p>イ <u>製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p>(イ) <u>次の例のいずれかにより記載すること。</u></p>

	[削る。]
	[削る。]
	[削る。]
	[削る。]
表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。

2 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、砂糖類、蜂蜜等及び添加物（前項の添加物の基準に基づき使用できるものを除く。）を使用していないこと。

（濃縮うんしゅうみかんの規格）

第4条 濃縮うんしゅうみかんの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	うんしゅうみかんの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
添 加 物	前条第1項の規格の <u>添加物</u> と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	前条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

	a <u>平成18年4月</u> b <u>18. 4</u> c <u>2006. 4</u> d <u>06. 4</u> e <u>1804</u> f <u>0604</u> (i) <u>(7)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。</u>
	(6) <u>保存方法</u> <u>保存方法を次に定めるところにより記載すること。</u> ア <u>凍結してあるものにあつては、「保存温度〇〇℃以下」と記載すること。</u> イ <u>凍結してあるもの以外のものにあつては、製品の特性に従って「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</u>
	(7) <u>製造業者等の氏名又は名称及び住所</u> <u>製造業者等のうち表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載すること。</u>
	2 <u>表示事項の項の1及び2に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。</u>
	3 <u>表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</u>
[新設]	[新設]

2 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、砂糖類、蜂蜜等及び食品添加物（前項の食品添加物の基準に基づき使用できるものを除く。）を使用していないこと。

（濃縮うんしゅうみかんの規格）

第4条 濃縮うんしゅうみかんの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	うんしゅうみかんの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
添 加 物	前条第1項の規格の <u>食品添加物</u> と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	前条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

	(1) (略) (2) 原材料名 「うんしゅうみかん」と記載すること。 [削る。] [削る。]
表示の方式等	前条第1項の規格の表示の方式等と同じ。

2 (略)

(濃縮グレープフルーツの規格)

第5条 濃縮グレープフルーツの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	グレープフルーツの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条第1項の規格の添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 「グレープフルーツ」と記載すること。 [削る。] [削る。]
表示の方式等	第3条第1項の規格の表示の方式等と同じ。

2 (略)

(濃縮レモンの規格)

第6条 濃縮レモンの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	レモンの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条第1項の規格の添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表

	(1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア うんしゅうみかんにあつては、「うんしゅうみかん」と記載すること。 イ 前条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
[新設]	[新設]

2 (略)

(濃縮グレープフルーツの規格)

第5条 濃縮グレープフルーツの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	食品添加物以外の原材料 グレープフルーツの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
	食品添加物 第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア グレープフルーツにあつては、「グレープフルーツ」と記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
[新設]	[新設]

2 (略)

(濃縮レモンの規格)

第6条 濃縮レモンの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	食品添加物以外の原材料 レモンの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
	食品添加物 第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表

	示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 「レモン」と記載すること。 [削る。] [削る。]
表示の方式等	第3条第1項の規格の表示の方式等と同じ。

2 (略)

(濃縮りんごの規格)

第7条 濃縮りんごの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	りんごの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条第1項の規格の添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 「りんご」と記載すること。 [削る。] [削る。]
表示の方式等	第3条第1項の規格の表示の方式等と同じ。

2 (略)

(濃縮ぶどうの規格)

第8条 濃縮ぶどうの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条第1項の規格の添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

	示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア レモンにあつては、「レモン」と記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
[新設]	[新設]

2 (略)

(濃縮りんごの規格)

第7条 濃縮りんごの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	りんごの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物 以外の原材料	第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
食品添加物	第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア りんごにあつては、「りんご」と記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
[新設]	[新設]

2 (略)

(濃縮ぶどうの規格)

第8条 濃縮ぶどうの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物 以外の原材料	第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
食品添加物	第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

	(1) (略) (2) 原材料名 「ぶどう」と記載すること。 [削る。] [削る。]
表示の方式等	第3条第1項の規格の表示の方式等と同じ。

2 (略)

(濃縮パイナップルの規格)

第9条 濃縮パイナップルの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	パイナップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条第1項の規格の添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 「パイナップル」と記載すること。 [削る。] [削る。]
表示の方式等	第3条第1項の規格の表示の方式等と同じ。

2 (略)

(濃縮ももの規格)

第10条 濃縮ももの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	ももの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条第1項の規格の添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略)

	(1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア <u>ぶどう</u> にあつては、「ぶどう」と記載すること。 イ <u>第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイ</u> と同じ。
[新設]	[新設]

2 (略)

(濃縮パイナップルの規格)

第9条 濃縮パイナップルの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	食品添加物 以外の原材料 パイナップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物	第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア <u>パイナップル</u> にあつては、「パイナップル」と記載すること。 イ <u>第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイ</u> と同じ。
[新設]	[新設]

2 (略)

(濃縮ももの規格)

第10条 濃縮ももの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	食品添加物 以外の原材料 ももの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物	第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
表 示	(略)
表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略)

	(2) 原材料名 「もも」と記載すること。 [削る。] [削る。]
表示の方式等	第3条第1項の規格の表示の方式等と同じ。

2 (略)

(濃縮オレンジ、濃縮うんしゅうみかん、濃縮グレープフルーツ、濃縮レモン、濃縮りんご、濃縮ぶどう、濃縮パインアップル及び濃縮もも以外の濃縮果汁の規格)

第11条 濃縮オレンジ、濃縮うんしゅうみかん、濃縮グレープフルーツ、濃縮レモン、濃縮りんご、濃縮ぶどう、濃縮パインアップル及び濃縮もも以外の濃縮果汁の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
品質	(略)		
	原材料	果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁（1種類の果実を使用する場合にあっては、オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パインアップル及びももに係るものを除く。）以外のものを使用していないこと。	
	添加物	第3条第1項の規格の添加物と同じ。	
表示	(略)		
	表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、使用した果実の種類が1種類のものにあっては「いよかん」、「日本なし」、「グアバ」、「ライム」等とその最も一般的な名称を記載し、使用した果実の種類が2種類以上のものにあつては果実の種類が2種類以上の原材料に占める重量の割合の高いものから順に記載し、その割合を合わせて記載すること。 [削る。]	
	表示の方式等	第3条第1項の規格の表示の方式等と同じ。	

2 (略)

(オレンジジュースの規格)

第12条 オレンジジュースの規格は、次のとおりとする。

基	準
---	---

	(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア ももにあっては、「もも」と記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
[新設]	[新設]

2 (略)

(濃縮オレンジ、濃縮うんしゅうみかん、濃縮グレープフルーツ、濃縮レモン、濃縮りんご、濃縮ぶどう、濃縮パインアップル及び濃縮もも以外の濃縮果汁の規格)

第11条 濃縮オレンジ、濃縮うんしゅうみかん、濃縮グレープフルーツ、濃縮レモン、濃縮りんご、濃縮ぶどう、濃縮パインアップル及び濃縮もも以外の濃縮果汁の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
品質	(略)		
	原材料	食品添加物以外の原材料	果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁（1種類の果実を使用する場合にあっては、オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パインアップル及びももに係るものを除く。）以外のものを使用していないこと。
		食品添加物	第3条第1項の規格の食品添加物と同じ。
表示	(略)		
	表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア 使用した果実の種類が1種類のものにあっては「いよかん」、「日本なし」、「グアバ」、「ライム」等とその最も一般的な名称を記載し、使用した果実の種類が2種類以上のものにあつては果実の種類が2種類以上の原材料に占める重量の割合の高いものから順に記載し、その割合を合わせて記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。	
	[新設]	[新設]	

2 (略)

(オレンジジュースの規格)

第12条 オレンジジュースの規格は、次のとおりとする。

基	準
---	---

区 分	オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が5%以下であること。
(略)		
原 材 料	(略)	(略)
添 加 物	(略)	(略)

(うんしゅうみかんジュースの規格)

第13条 うんしゅうみかんジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	うんしゅうみかんジュース (ストレート)	うんしゅうみかんジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が2.5%以下であること。
(略)		
原 材 料	うんしゅうみかんの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 うんしゅうみかんの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜
添 加 物	使用していないこと。	前条の規格(ストレート以外)の添加物と同じ。

(グレープフルーツジュースの規格)

第14条 グレープフルーツジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	グレープフルーツジュース (ストレート)	グレープフルーツジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が5%以下であること。
(略)		
原 材 料	グレープフルーツの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

区 分	オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が5%以下であること。
(略)		
原 材 料	食品添加物以外 の原材料	(略)
	食 品 添 加 物	(略)

(うんしゅうみかんジュースの規格)

第13条 うんしゅうみかんジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	うんしゅうみかんジュース (ストレート)	うんしゅうみかんジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が2.5%以下であること。
(略)		
原 材 料	食品添加物以外 の原材料	うんしゅうみかんの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。
	食 品 添 加 物	使用していないこと。
		次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 うんしゅうみかんの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜
		前条の規格(ストレート以外)の食品添加物と同じ。

(グレープフルーツジュースの規格)

第14条 グレープフルーツジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	グレープフルーツジュース (ストレート)	グレープフルーツジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が5%以下であること。
(略)		
原 材 料	食品添加物以外 の原材料	グレープフルーツの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。
		次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

		1 グレープフルーツの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜
添加物	使用していないこと。	第12条の規格（ストレート以外）の添加物と同じ。

（レモンジュースの規格）

第15条 レモンジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	レモンジュース（ストレート）	レモンジュース（ストレート以外）
（略）		
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が2.5%以下であること。
（略）		
原材料	レモンの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 レモンの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜
添加物	使用していないこと。	第12条の規格（ストレート以外）の添加物と同じ。

（りんごジュースの規格）

第16条 りんごジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	りんごジュース（ストレート）	りんごジュース（ストレート以外）
（略）		
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が2.5%以下であること。
（略）		
原材料	りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 りんごの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しないりんごジュースの場合に限る。）

		1 グレープフルーツの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜
食品添加物	使用していないこと。	第12条の規格（ストレート以外）の食品添加物と同じ。

（レモンジュースの規格）

第15条 レモンジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	レモンジュース（ストレート）	レモンジュース（ストレート以外）
（略）		
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が2.5%以下であること。
（略）		
原材料	食品添加物以外の原材料 レモンの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 レモンの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜
食品添加物	使用していないこと。	第12条の規格（ストレート以外）の食品添加物と同じ。

（りんごジュースの規格）

第16条 りんごジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	りんごジュース（ストレート）	りんごジュース（ストレート以外）
（略）		
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が2.5%以下であること。
（略）		
原材料	食品添加物以外の原材料 りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 りんごの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しないりんごジュースの場合に限る。）

添 加 物 第12条の規格（ストレート以外）の添加物と同じ。

（ぶどうジュースの規格）

第17条 ぶどうジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	ぶどうジュース (ストレート)	ぶどうジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が2.5%以下であること。
(略)		
原 材 料	ぶどうの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しないぶどうジュースの場合に限る。）
添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の添加物と同じ。	

（パイナップルジュースの規格）

第18条 パイナップルジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	パイナップルジュース (ストレート)	パイナップルジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が2.5%以下であること。
(略)		
原 材 料	パイナップルの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 パイナップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しないパイナップルジュースの場合に限る。）
添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の添加物と同じ。	

（ももジュースの規格）

食 品 添 加 物 第12条の規格（ストレート以外）の食品添加物と同じ。

（ぶどうジュースの規格）

第17条 ぶどうジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	ぶどうジュース (ストレート)	ぶどうジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が2.5%以下であること。
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料	ぶどうの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しないぶどうジュースの場合に限る。）
	食 品 添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の食品添加物と同じ。

（パイナップルジュースの規格）

第18条 パイナップルジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	パイナップルジュース (ストレート)	パイナップルジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が2.5%以下であること。
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料	パイナップルの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 パイナップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しないパイナップルジュースの場合に限る。）
	食 品 添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の食品添加物と同じ。

（ももジュースの規格）

第19条 ももジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	ももジュース (ストレート)	ももジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が5%以下であること。
(略)		
原 材 料	ももの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ももの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しないももジュースの場合に限る。）
添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の添加物と同じ。	

（種類別以外の果実ジュースの規格）

第20条 種類別以外の果実ジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	種類別以外の果実ジュース (ストレート)	種類別以外の果実ジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が2.5%以下であること。
(略)		
原 材 料	果実の搾汁（オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パイナップル及びももの果実の搾汁を除く。）以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁（オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パイナップル及びももの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を除く。） 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しない種類別以外の果実ジュースの場合に限る。）
添 加 物	使用していないこと。ただし、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の	

第19条 ももジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	ももジュース (ストレート)	ももジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が5%以下であること。
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料 ももの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ももの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しないももジュースの場合に限る。）
食 品 添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の食品添加物と同じ。	

（種類別以外の果実ジュースの規格）

第20条 種類別以外の果実ジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	種類別以外の果実ジュース (ストレート)	種類別以外の果実ジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が2.5%以下であること。
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料 果実の搾汁（オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パイナップル及びももの果実の搾汁を除く。）以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁（オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パイナップル及びももの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を除く。） 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しない種類別以外の果実ジュースの場合に限る。）
食 品 添 加 物	使用していないこと。ただし、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の	

搾汁を使用するものにあつては、第12条の規格（ストレート以外）の添加物と同じ。

（果実ミックスジュースの規格）

第21条 果実ミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース (ストレート以外)
(略)		
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が5%以下であること。
(略)		
原 材 料	果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しない果実ミックスジュースの場合に限る。）
添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の <u>添加物</u> と同じ。	

（果粒入り果実ジュースの規格）

第22条 果粒入り果実ジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
加 糖 量	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が5%以下であること。
(略)	
原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 果粒 3 砂糖類及び蜂蜜
添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の <u>添加物</u> と同じ。

（果実・野菜ミックスジュースの規格）

第23条 果実・野菜ミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
加 糖 量	砂糖類及び蜂蜜の原材料及び添加物に占める重量の割合が5%以下であること。

搾汁を使用するものにあつては、第12条の規格（ストレート以外）の食品添加物と同じ。

（果実ミックスジュースの規格）

第21条 果実ミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース (ストレート以外)	
(略)			
加 糖 量	加えていないこと。	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が5%以下であること。	
(略)			
原 材 料	<u>食品添加物以外</u> <u>の原材料</u>	果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及び蜂蜜（酸味料を使用しない果実ミックスジュースの場合に限る。）
	<u>食 品 添 加 物</u>	第12条の規格（ストレート以外）の <u>食品添加物</u> と同じ。	

（果粒入り果実ジュースの規格）

第22条 果粒入り果実ジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
加 糖 量	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が5%以下であること。	
(略)		
原 材 料	<u>食品添加物以外</u> <u>の原材料</u>	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 果粒 3 砂糖類及び蜂蜜
	<u>食 品 添 加 物</u>	第12条の規格（ストレート以外）の <u>食品添加物</u> と同じ。

（果実・野菜ミックスジュースの規格）

第23条 果実・野菜ミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
加 糖 量	砂糖類及び蜂蜜の原材料に占める重量の割合が5%以下であること。

	こと。
(略)	
原 材 料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 野菜汁 3 砂糖類及び蜂蜜 4 果粒 5 香辛料 6 食塩
添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の <u>添加物</u> と同じ。

(略)	
原 材 料	<u>食品添加物以外</u> <u>の原材料</u> 次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 野菜汁 3 砂糖類及び蜂蜜 4 果粒 5 香辛料 6 食塩
<u>食 品 添 加 物</u>	第12条の規格（ストレート以外）の <u>食品添加物</u> と同じ。

(果汁入り飲料の規格)
第24条 果汁入り飲料の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
添 加 物	第12条の規格（ストレート以外）の <u>添加物</u> と同じ。

(果汁入り飲料の規格)
第24条 果汁入り飲料の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	<u>食 品 添 加 物</u> 第12条の規格（ストレート以外）の <u>食品添加物</u> と同じ。